

佐世保市の貸付金制度

佐世保市には、次のような独自の貸付金制度があります。どうぞご利用ください。なお、借受けのできる要件や貸付限度額、利率等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

一般市民の方・団体向け

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
災害復興住宅等資金預託貸付金	災害による住宅の復興、解体、宅地の復旧に必要な資金を銀行が融資します。	佐世保市に居住し、年間所得100万円以上有し、身元確実に貸付金の償還が確実に認められる70歳までの方	貸付金額は10万円以上300万円以内、償還期間は6ヶ月の据置期間を含む10年以内(100万円以内の場合は5年以内)	市民安全安心課 TEL0956-24-1111 内線 2266～2267 メールアドレス simian@city.sasebo.lg.jp
小災害生活資金預託貸付金	災害により、被災された市民に対して生活の自立を支援するための資金を銀行が融資します。	佐世保市に居住し、年間所得100万円以上有し、身元確実に貸付金の償還が確実に認められる70歳までの方	貸付金額は10万円以上100万円以内、償還期間は2年の据置期間を含む7年以内	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	福祉資金を貸し付けます。	① 佐世保市に住所を有する方 ② 配偶者のいない女子や男子で児童を扶養しているもの又はその扶養している児童・寡婦	1 貸付の種類 修学資金、就学支度資金など12種類の貸付 2 返還 貸付を受けた月から半年～1年据え置き、3～20年以内に全額を月賦で返還	子ども支援課 TEL0956-24-1111 内線 5437 メールアドレス kodoshie@city.sasebo.lg.jp
奨学金	大学、短期大学、専門学校、高校等に就学するための資金を貸し付けます。	① 佐世保市に住所を有する方又はその子 ② 大学、短期大学、専門学校(修業年限2年以上)、高等学校又は高等専門学校に在学し、品行方正、成績良好であること。 ③ 経済的理由により、就学困難と認められること。	1. 貸付月額 ○公立高校、高専:12,000円(黒島・高島出身者は20,000円) ○私立高校:20,000円 ○大学、短大、専門学校:20,000円 2 奨学金の返還 ○高専・高等学校:卒業後半年据え置き、10年以内に全額を年賦・半年賦又は月賦で返還 ○大学等:卒業後半年据え置き、16年以内に全額を年賦・半年賦又は月賦で返還	教育委員会教育総務部総務課 TEL0956-24-1111 内線 3103 メールアドレス kyouik@city.sasebo.lg.jp

<p>就学一時金</p>	<p>4年制大学、短期大学、専門学校等に進学する方の保護者等に就学するための一時金を貸し付けます。</p>	<p>①佐世保市に住所を有する方 ②その子女が4年制大学、短期大学、専門学校(修業年限2年以上)に進学予定であり、成績良好、品行方正であること。 ③学資調達が経済的に困難な状況にあること。 ④本市就学一時金に滞納がないこと。</p>	<p>1 貸付額 1人に35万円を貸付 2 返還 貸付を受けた月から1年据え置き、10年以内に全額を年賦・半年賦又は月賦で返還</p>	<p>教育委員会教育総務部総務課 TEL0956-24-1111 内線 3103 メールアドレス kyouik@city.sasebo.lg.jp</p>
--------------	---	---	--	---